# 第10講　財政②

## 1　租税〔税金〕

### ①租税制度

望ましい課税の基本原則としては，公平・中立・簡素の３つがあげられる。また，国民への課税は必ず国会で議決された法律にもとづくという，**租税法律主義**がとられている。

A　租税の種類

あ　**直接税**

**納税者と担税者が一致**する税。

※**多額の徴税費用がかかる**というデメリットがあり，**所得隠しや脱税**も多い。また，景気に左右される。しかし，所得税や相続税のように累進課税制度を採用すれば，所得の再分配は可能。

1　**国税**

**所得税・法人税・相続税**・贈与(ぞうよ)税など。

2　**地方税**（都道府県税）

**都道府県民税**・事業税・不動産取得税・自動車税など。

3　**地方税**（市区町村税）

**市区町村民税・固定資産税**・都市計画税・軽自動車税など。

い　**間接税**

**納税者と実質的負担者が異なる**税。

※徴税費用はかからず，脱税もしにくい。景気にも左右されないが，**逆進的**というデメリットがある。

1　**国税**

**消費税・酒税・たばこ税**・揮発油(きはつゆ)税・印紙税・**関税**など。

2　**地方税**（都道府県税）

**地方消費税**・都道府県たばこ税・軽油引取税・ゴルフ場利用税など。

3　**地方税**（市区町村税）

市区町村たばこ税・入湯(にゅうとう)税など。

B　**直間比率**

戦後日本の税制は，**シャウプ勧告**（1949 年）によりアメリカにならい**直接税（とくに所得税）中心主義**をとってきた（約７：３）。しかし，税務当局による業種ごとの**所得捕捉率**（ほそくりつ）の不公平や，高い累進課税率（現在はある程度緩和）が，納税・勤労意欲を低下させるなどの弊害（へいがい）を生んだ。**1989 年**に大型間接税である**消費税**が導入されて以来，間接税の比率が増え，2019 年現在では消費税率 UP の影響もあり，**約 58：42** となっている。

※所得捕捉率は，俗にクロヨン（９：６：４），トーゴーサンピン（10：５：３：１）などとよばれる。内訳（うちわけ）は，左から順に給与所得者・自営業者・農業者・政治家。

C　**国税**と**地方税**の比率

国と地方の支出割合が約４：６なのに対し，国と地方の税収比は約６：４で，地方公共団体は支出のすべてを税収でまかなうことができない。

※その差額は地方交付税交付金や国庫支出金など，国から地方への移転財源でまかなわれている。

※2000 年代に入り，小泉純一郎内閣が始めた**三位一体**（さんみいったい）**の改革**で，**地方への税源の移譲**が進んだ。

D　**垂直的公平**

**それぞれの経済状態の違いに応じて税負担を求めること**。たとえば，所得が多い人ほど多くの税を負担するなど。

※この考え方の下に，所得税・相続税は**累進課税制度**をとるが，近年は緩和され，所得の再分配効果は低下傾向にある。

E　**水平的公平**

**同じ経済状態の人には同等の負担を求めること**。たとえば，脱税を見逃さないなど。

※しかし，脱税しにくい消費税などの間接税は，所得にかかわらず一律に税率が適用されるため，低所得者ほど所得に占める税負担の割合が重くなる**逆進性**の問題がある。

F　**国民負担率**

国民所得〔NI〕に占める租税負担率（約 26％）に，社会保障負担率（約 18％）を加えたもの。2019 年度は約 44％。

# ２　財政の課題

## ①財政投融資→かつては「第二の予算」とよばれた

**国の制度や信用によって集められた資金を財源として行われる投資や融資。**財政の金融機関化で，国による銀行活動ともいえる。

※**財政投融資計画**も予算と同様に**国会に提出され，承認を受ける必要**がある。

A　原資

かつては郵便貯金や国民年金・厚生年金積立金が全額義務委託され，低金利で特殊法人などに貸し付け，公的な事業に財政援助をしてきた。しかし，郵便貯金や年金積立金の自主運用が始まった2001年以降は，政府の財政融資資金特別会計が発行する**財投債**（＝政府保証ありの債券）と，政府関係機関や特殊法人が自ら発行する**財投機関債**（＝政府保証なしの債券）により，金融市場から直接調達するようになった。

※財投債は，2007年度までは経過措置として郵便貯金などの直接引き受けがあったが，翌2008年からは全額市中発行となった。

B　投資・運用先

特殊法人改革により整理・統合や民営化が進んだため，対象機関も少なくなり，2000年代を通じ**財政投融資はほぼ半減**した。

## ②公債

**政府が財源調達のために発効する債券**である**公債**は，国が発行する**国債**（短期・中期・長期・超長期）と地方公共団体が発行する**地方債**に分かれる。1947年に制定された**財政法**では，原則的に公債の発行を禁止している（＝均衡財政の原則）が，国会の議決を経た金額の範囲内で**建設国債の発行を認めている。**

※財投債や財投機関債も公債の一種。

A　**建設国債**→1966年以降毎年発行

特定の事業の資金調達を目的とした国債。東京オリンピックの翌年にあたる1965年の不況（昭和40年不況〔証券不況〕）を契機とする。

B　**赤字国債〔特例国債〕**→1965年度補正予算で戦後初めて発行

一般財源確保のため，年度ごとに国会で**特例法**を制定し発行する国債。1973年の第一次石油危機後の低成長を背景に，75年以降恒常化。

**※ 1990～93年度は発行されていない。**

C　**市中消化の原則**

財政法では，インフレ誘発を防ぐためもあり，**日本銀行の公債引き受けは原則として禁止**している。

※国債償還の穴埋め分のみＯＫ。

## ③財政の課題

A　**公債依存度**の高まり

歳入に占める**公債金**の割合（約32%），歳出に占める**国債費**（国債元金（がんきん）・利子などの支払経費，約23%）の割合が伸び，**財政の硬直化**が起きている。

※国債残高は900兆円に達し，国民一人あたり換算で約720万円。

B　**クラウディングアウト**

公共投資のための国債の発行により金利が上昇すると，企業の借り入れが困難となり，民間投資が圧迫・抑制されてしまう現象。

※「押し出すこと」という意味。

C　**プライマリー＝バランス〔基礎的財政収支・PB〕**の悪化

**歳入・歳出のうち，公債に関わる部分を除いた収支。**これが均衡していれば健全な財政と判断される。そのためにはペイ＝アズ＝ユー＝ゴーの原則が必要。

※政府長期債務残高は，対GDP〔国内総生産〕の約２倍の超高水準。

D　東日本大震災からの復興（2011年３月11日～）

**復興債**が発行され，所得税（2013年～，25年間）・住民税（2014年～，10年間）・法人税（2012年～，４年間）の税率が引き上げられた（＝**復興特別税**の上乗せ）。

※復興財源特別確保法にもとづく。

E　抜本的な税制改革の必要性

**少子高齢化**が進むなか，公債の濫発（らんぱつ）により将来世代に負担が転嫁（てんか）され，**世代間の公平**が損なわれる現状の解決が切望されている。

# 第 10 講　経済分野確認テスト

1　望ましい課税の３つの基本原則としてふさわしくないものを選べ。

①自由　②公平　③中立　④簡素

2　次の直接税のうち，地方税であるものを選べ。

①所得税　②法人税　③相続税　④固定資産税

3　次の間接税のうち，地方税であるものを選べ。

①酒税　②揮発油税　③関税　④入湯税

4　シャウプ勧告以降の戦後日本の税制は「直接税中心主義」とよばれたが，それはどこの国の制度にならったものか？

①ドイツ　②アメリカ　③イギリス　④ベルギー

5　税務当局の所得捕捉率が最も高い業種の従事者とは？

①給与所得者　②自営業者　③農業者　④政治家

6　次のうち，「垂直的公平」の考えの下に実施される制度とは？

①累進課税制度　②消費税増税　③復興特別税　④ふるさと納税

7　財政投融資はかつて何とよばれたか？

①良心の囚人　②第二の予算　③見えざる手　④トーゴーサンピン

8　1966 年度に初めて登場して以来毎年発行されている，特定の事業の資金調達を目的とした公債で，財政法で発行が認められているものとは？

①建設国債　②赤字〔特例〕国債　③財投債　④復興債

9　歳入・歳出のうち，公債〔国債〕に関わる部分を除いた収支を何というか？

①プライマリー＝バランス　②コールレート
③ペイオフ　④ペイ＝アズ＝ユー＝ゴー

解答

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ① | 2 | ④ | 3 | ④ | 4 | ② | 5 | ① |
| 6 | ① | 7 | ② | 8 | ① | 9 | ① | | |